

国名及び調査対象地域	オーストラリア、クイーンズランド州
回答者氏名及び所属	清水英樹 (Hideki Shimizu) フェニックス法律事務所(Phoenix Law & Associates)
回答作成日	February, 2025

I. DV被害者保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

クイーンズランド州法では、ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、身体的、性的、感情的、心理的、または経済的に虐待的であり、脅迫的、強制的、または恐怖によって他人を支配または支配することを意図した行動を指す (*Domestic and Family Violence Protection Act 2012* (DFVPA) 第8条1項)。

DFVPA は、DV に直面する被害者の安全と保護を確保することを目的としている。

特に昨今の動きとして 2024 年 3 月、クイーンズランド州議会は、裁判所が休廷中においても一時的な保護命令を検討することを裁判所に義務付けることで、DV 被害者の保護を強化する同法の改正案を可決した。さらに、2016 年 10 月には、例外的な状況下で警察の保護通知の限定的な延長を認めるよう、同法が改正された。これらの改正は、保護の継続性を確保し、手続きの透明性を高め、自然災害のような不測の事態に対処する狙いがある。

See <https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/compare/2024-03-18/2024-09-23/act-2012-005> and [End domestic and family violence reform program - Dataset - Publications | Queensland Government](#)

Domestic and Family Violence Protection Rules 2014 (DFVPR) 家庭内および家族の暴力保護規則(2014)は、裁判所が DFVPA の制定目的に沿って、遅延、費用、および技術的問題を最小限に抑えながら、手続きを効率的かつ公正に解決し、当事者に迅速に行動することを求めることを目的としています。

それ以外には、武器法 (QLD) (1990)により、DV 命令被申立人は武器の所持や武器の免許を持つことは許可されていない。

II. DV関連の司法手続

1 警察による加害者への対応

(1) 概要

クイーンズランド警察は、前述の 2012 年家庭内および家族の暴力保護法（クイーンズランド）（DFVPA）の施行を担当しており、DVの被害者を保護するための警察保護通知（Protection Order）の発行も含まれている。それにより、被害者は警察に事件に関する通報をすることができ、その通報に基づき警察は状況を評価し、必要に応じて標準的および（必要に応じては）追加の保護条件付きの通知を発行することができる。家庭内暴力命令や警察保護通知の違反は、犯罪とみなされ、罰金や懲役刑の対象となる場合がある。外国人の被害者の場合、警察は通訳や被害者に分かりやすい説明を行って、警察が発行する通知とその意味を理解させる必要がある。さらに、警察は、DV被害者が住居を離れる必要がある場合に備えて、一時的な住居支援も提供することもある。保護通知は自動的に保護命令の申請として機能し、法的な保護通知が継続することにもなる。これらの通知を警察が発行するには監督官の承認が必要であり、被害者は自分の権利と保護に関するすべての関連文書の写しを受け取り、情報を把握することができる。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法

危険な状況や命にかかわる状況にある場合は、トリプルゼロ（000）に電話し、警察を呼んでください。

DVに特化した公的機関として、ドメスティック・バイオレンス・コネクト（1800 811 811）または 1800 RESPECT（1800 737 732）。

また、差し迫った危険がない場合は、Policelink に連絡し、オンライン要請書を提出し、直接警察署に出頭することもできます。

See <https://www.qld.gov.au/community/getting-support-health-social-issue/support-victims-abuse/need-to-know/coercive-control/access-help-and-support-resources>.

(3) DVの通報があった場合の警察の対応

DV被害に関する通報を受けた場合、警察の対応の第一の焦点は、関係者全員の安全を確保することとなる。DVが発生した、あるいは発生していると合理的に疑われる場合、警察は敷地内に立ち入り、捜索し、妥当な範囲内での捜査を行い、状況を調査する権限を与えられています。関係者全員から話を聞き、目撃者の情報を集め、必要であれば子どもたちから話を聞くなど、被害者中心でトラウマに配慮した総合的なアプローチが採用される。

警察は、各当事者の行動や家庭内暴力の既往歴などを考慮し、最も保護が必要な人物を特定するために、人間関係の背景を確認します。何かしらの保護が必要と判断された場合、警察はDFVPA 第 101 条に基づき、相反する DV 命令が存在しないことを条件に、被害者を保護するために警察による保護を発令することができる。この通知には、善行要件や更なる DV の禁止などの条件が含まれ、DFVPA 第 106 条に従って、接触禁止や追放条件などの追加制限を課すことができます。

(4) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

警察による保護通知やDVO（ドメスティック・バイオレンス・オーダー）の違反は、DFVPA 第 177 条に基づく刑事犯罪とみなされる。警察は、このような違反行為に対して、被疑者を逮捕し、命令に違反したとして刑事告訴をし、被害者の法的保護を確実に実施することにより、迅速に対応する権限を与えられている。

加害者が DVO 違反で有罪になった場合、罰則には有罪判決、罰金（最高 120 ユニット、または DV 犯罪で有罪判決を受けたことがある場合は 240 ユニット（クイーンズランド州における 1 ユニットは、2015 年罰則および量刑規則第 3 条に基づき、現在 161.30 ドル<2024 年 7 月 1 日より適用>である。）、社会奉仕活動、善行保証金、または禁固刑が含まれる。禁固刑の最高期間は 3 年で、再犯者は 5 年になる。

警察は、違反行為を徹底的に捜査し、被害者の供述、目撃者の証言、事件に関するその他の関連事項（いつ、どこで、何が起きたかなど）などの証拠を収集する義務があり、これにより、法の厳格な執行による説明責任と被害者の継続的な保護が保証される。

（5）DV被害者が外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

DFVPA は、外国人を含むすべての被害者が警察の支援と保護を受けられることを保障している。そのため、警察は、被害者がどのような国籍、民族、文化であっても、被害者が理解できる方法で警察の保護通達の説明を提供しなければならない。

コミュニケーションを円滑にするため、DV と家族内暴力に関する情報は多言語で提供され、捜査中は通訳サービスも利用することができる。緊急時に有資格の通訳が利用できない場合は、即座の支援を確保するために無資格の通訳を利用することで暫定的に便宜を図るばあいもある。さらに、警察は外国人被害者を支援する際、文化的感受性やその他の関連要因を考慮し、被害者の権利と安全が守られるようにしている。

（6）その他、警察等に関する有益な情報

1. 保護通知を発行する警察担当官は、自らの権限だけではなく、発行に対して監督官の承認を得なければならない、その決定について詳細な記録を残さなければならない。（DFVPA 第 102 条）
2. 警察は、退去命令または冷却期間の条件が適用される場合、加害者に仮の宿泊施設を確保しなければならない。（DFVPA 第 108 条）
3. 保護通知は自動的に保護命令の申請として機能し、裁判所の審問の手続きを簡素化します。（DFVPA 第 112 条）
4. 被害者は、警察からの紹介で利用できる被害者支援サービスを通じて、さらなる支援を求めることができる。（DFVPA 第 110 条）

2 DV被害者が緊急時に取り得る司法手続

＊ DV被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

（1）概要（調査対象地域を明記）

DFVPA に基づき、家庭内暴力の被害者は一時的な保護命令および警察保護通知を通じて即時の司法保護を受けることができます。裁判所は、被告に通知が行われていない場合でも、必要と認めた場合には、緊急時に一時的な保護命令を発行して、被告が被害者に連絡することを禁止し、共有の住居から被告を排除し、またはさらなる暴力行為を防止することができます。

被害者はまた、被告が守らなければならない執行可能な条件を概説した家庭内暴力命令（DVO）を申請することもできます。DVO の取得には数週間かかることがあります、被害者が共有の住居から所持品を安全に持ち帰ったり、被告が被害者の自宅に近づくことを制限したりすることができます。保護命令の申請は、法的代理人なしで提出することができ、アクセスのしやすさが確保されています。

緊急の場合、被害者は 000 に電話して即時の警察の支援を受け、執行可能な安全対策を提供する警察保護通知にアクセスすることができます。この法律は、裁判所の手続における形式

と遅延を最小限に抑えることを強調しており、被害者が迅速に効果的で執行可能な保護を受けられるようにされています。

（２）裁判所の判断が出されるまでの期間

暫定保護命令（Temporary Protection Order）は、被害者が緊急の保護を必要としていると裁判所が判断した場合、または DFVPA 第 129 条に基づき、被害者を保護するために命令が必要または望ましいと警察が合理的に判断した場合、直ちに発行することが可能となる。TPO は、DVO の最終決定が下されるまでの間、迅速な暫定的保護を可能とし、差し迫った危険にさらされている DV 被害者には強く推奨されます。

その逆に、正式な DVO は、法廷での審理や証拠評価を含む必要な法的手続きのため、最終決定まで通常数週間から場合によっては数か月かかります。

（３）裁判所の判断が効力を有する期間

暫定保護命令（TPO）は、裁判所が DVO の申請に対して最終決定を下すまで有効です。DVO は、裁判所が状況に応じてより短い期間または長い期間が適切であると判断しない限り、通常、最低 5 年間有効です。

（４）具体的な申立方法

DVO および暫定保護命令（TPO）の申請は、被害者、警察官（職務の一環として）、被害者の代理を務める弁護士、友人、家族など、さまざまな関係者により申請することが可能である。

DVO と TPO の申請手続きは基本的には同様の手続きとなる。

1. Victim applying themselves 被害者自身

- a. フォーム DV01 - 保護命令申請書に記入する。
 - i. これは印刷および手書きで記入できます。
 - ii. この手続きは、最寄りの裁判所で直接行うこともできます。
- b. Justice of Peace(治安判事)の面前で法定申告書に署名する。
- c. 郵送または直接裁判所に提出します。
- d. 限られた状況下ではありますが、電子メールでの応募も可能です。

2. 警察官による申告

- a. 警察は、法執行業務の一環として保護命令を申請することができます。
- b. 場合によっては、警察官は電子的に提出することができます。

一時的保護命令は、緊急の保護が必要な場合に申請されるべきです。TPO は通常、通常の DVO 申請よりも優先され、迅速に決定されます。保護命令の申請には費用はかかりません。

（５）弁護士の選任の要否

被害者が保護命令の申立てをする際に弁護士は必ずしも必要ありませんが、被害者は、希望すれば弁護士より法的助言や代理を求めることができます。同法には法定代理人の明確な要件は明記されていませんが、複雑な事案においては弁護士の支援が有益な場合があります。

（６）外国人であるDV被害者に有益な情報

警察と裁判所は、警察による保護通知や保護命令の意味を説明するなど、被害者が保護プロセスを理解できるようにしなければなりません。言葉の壁は、通訳や文化的に適切なサービスによって対処しています。また、被害者が外国人であっても、クイーンズランド州法の下、保護命令を申請し、法的支援を受ける平等な権利を有します。

(7) その他DV被害者に有益な情報

DV 被害者は警察に宿泊支援を求めることができます。警察は、被害者の安全を確保するために、退去勧告やクーリングダウンの条件下での一時的な宿泊の必要性を考慮しなければなりません。警察官は、被通告者に通告の存在と通告の条件を伝える必要があります。警察の保護通知は、即時保護を提供し、保護命令の申請として強制力を持ちます。また、被害者はカウンセリングや法律扶助などの支援サービスを受けることができます。ただし、保護命令は既存の家族法の命令と抵触してはならず、被害者とその子どもたちの全体的な保護を保証するものでなければなりません。

3 2の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置

＊ 上記1への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV被害者から加害者自身もDVを受けたことを内容とする告訴等

(1) 概要（調査対象地域を明記）

DFVPA に基づき、被申立人は裁判所の決定から 28 日以内に地方裁判所に上訴することができます。上訴手続きは、執行停止が認められない限り、命令を無効にするものではなく、その間も被申立人は DVO または TPO に拘束されます。不服申し立てを行う理由とその可能性に関しては、不服申し立て手続きを行う前に弁護士への相談を受けることが強く勧められます。

被申立人は、被害者の申請と並行して DVO の相互申請を行うこともできます。裁判所は両方の申請を審査し、どちらの当事者が最も保護を必要としているかを判断します。裁判所は、当事者双方が DV 行為を示す可能性があることを認識し、関係の背景を調査し、判断することとなります。しかし、裁判所は通常、どちらか一方の当事者を主な加害者と認定し、それに応じて保護命令をだすこととなります。

(2) 加害者側の措置が効力を有する期間

暫定保護命令は、裁判所が保護命令の申請について最終決定を下すまで、または申請が取り下げられるか却下されるまで有効である。DVO は、裁判所がより短い期間を指定しない限り、一般的に最長 5 年間有効となる。相互に申請を行う交差申請が認められた場合、DVO と同じになり、上訴が認められた場合も同様に継続して有効である。

(3) DV被害者が取り得る対抗策

DV 被害者は、被申立人が保護命令に違反した場合、刑事告訴することができ、それは被申立人の刑事罰につながります。また、被害者は、既存の保護命令の条件を強化するために、その内容の変更を申請することもできます。新たな危険が生じた場合、被害者は審理中であっても一時的な保護命令を要求することができます。

(4) 外国人であるDV被害者に有益な情報

外国人被害者は、クイーンズランド州法に基づき、保護命令や司法救済を受ける平等な権利を有します。警察と裁判所は、必要に応じて通訳や文化的に適切なサポートを提供するなど、被害者が法的手続きを理解できるようにすることが義務付けられています。

(5) その他、加害者側の対抗措置に関する有益な情報

被申立人に対して退去命令が適用される場合、被申立人は警察の監督下により必要な私物を回収することができます。TPOまたはDVOが課せられている場合、被害者が被申立人の命令違反に同意をした場合でも、被申立人が命令に背くことは犯罪行為となります。被申立人は、強制ではないが、申請または上訴手続き中に法的助言と代理を求めることができます。

4 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

被害者援助金

DVの主な被害者は、第一次被害者として特別補助金の申請することができます。子どもやその他の家族も、加害者が自分または同居の他人からDVを受けて傷害を負った場合、第一次被害者として申請することができます。これは一括払いで払われます。支給額は3,000～15,000ドルで、ケガの程度や状況によって異なります。被害者は経済援助申請書に記入し、怪我に関する情報と身分証明書を添付します。被害者は、医療費、カウンセリング費用、医療機関への交通費、カウンセリング費用、衣服の損害、申請のための弁護士費用、逸失利益も請求することができます。

クライシス（危機）援助金

クライシス援助金を得るためには特定の条件が定められています。家庭内暴力やDVを経験し、そうした状況を把握するために必要となるソーシャルワーカーとの連絡が取れる人です。また、所得扶養手当またはABSTUDY生活手当の受給資格がある人。必要な生活環境のいずれかにあること。

詳細は以下の通り：

1. 被害者はDVのため、安全を図るために家を退去しており、戻ることが不合理であるということ。DVのために新しい家庭を築く必要がある、または築こうとしていること。
2. 自宅に残っている被害者は、DVの原因となった家族の一員と同居していたことがあり、その一員がすでに家を退去しているか、警察によって家から連れ出されていること。
3. 被害者が自宅から連れ出されたり、残されたりする場合は、それらの行為は警察の指示によって行われ、DVの恐れがある場合には法的に阻止される必要がある。

被害者は、居住形態が変更された場合、7日以内に連絡し、連絡後、14日以内に援助金申請を提出しなければなりません。

DV被害者が加害者に対して損害賠償を求める民事訴訟

DV関連の損害賠償請求で最も多いのは、給与の逸失、医療費、長期にわたる身体的リハビリテーションと回復、財産的損害、精神的苦痛、痛みと苦しみ等です。給料や賃金の損失は、被害者がDVによって収入や稼ごの能力を失った場合に請求することができ、過去と将来の経済的損失に対する補償を請求することができます。被害者は、DVが原因で発生した治療費、セラピー、カウンセリング、リハビリテーション、その他の医療費（医療費）の請求することができます。DVによって被害者の財産に損害を与えた場合、その財産に対する必要な修理や交換の費用等の請求することができます。DVによる精神的苦痛に対する一般的な慰謝料には、「生活に対する日々を楽しむ機会」の喪失、慢性的な抑うつや不安などが含ま

れます。最後に、DV 被害者は通常そうした手続きの援助を行う弁護士費用を支払う必要も生じます。被害者が加害者に勝訴した場合、裁判官は被告に被害者の弁護士費用の支払いを命じることもあります。

（２）裁判所の判断が出されるまでの期間

一般に、経済的支援を受けるためのスケジュールは、具体的な状況や、関係する行政や司法の手続きによって多分に異なります。Family Law Act 1975 (Cth) 1975 年家族法（連邦法）（FLA）に基づき、被害者は配偶者扶養命令を緊急に申請することができます。同様に、被害者援助クイーンズランド（Victim Assist Queensland）は、そうした緊急なニーズに対して暫定的な財政支援を提供しており、これは通常、申請書が提出され、査定された後、迅速に処理されます。

（３）裁判所の判断が効力を有する期間

裁判所からの命令において、配偶者の扶養または経済的な取り決めに関する内容の命令については、裁判所が指定した期間を終了するまで、または命令が変更または取り消されるまで有効となります。特別扶助は一括払い。危機一時金は、事件や状況ごとの一時金で支払われます。12 カ月間に 4 回まで請求できます。

（４）具体的な申立方法

経済的支援または配偶者扶養の申請は、FLA に基づきオーストラリア連邦巡回・家庭裁判所に提出されるか、またはクイーンズランド州で行われた暴力の第一次被害者または関連被害者として受領資格基準を満たしていなければなりません。

参 照 リ ン ク : <https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victims-and-witnesses-of-crime/financial-assistance/making-claim/applying/how-to/apply-for-financial-assistance-for-victims-of-crime> and <https://www.fcfa.gov.au/fl/pd/fam-financial>.

（５）弁護士の選任の要否

生活費請求の申請には弁護士をつけることは必須ではありません。しかし、複雑なケースや金銭的な問題については、法的アドバイスを受けることが勧められます。Legal Aid という機関から受けられる支援もあり、状況に応じてこれらの申請を支援するための資格のある個人のために利用可能です。

（６）外国人であるDV被害者に有益な情報

前述にもあるように、外国人被害者は、クイーンズランド州法の下、家族法の仕組みや保護に平等にアクセスすることができます。クイーンズランド州政府は、非英語圏の住民や訪問者に通訳サービスを提供し、効果的なコミュニケーションと必要なサービスへのアクセスを保証しています。

リンク : <https://www.qld.gov.au/help/languages>.

（７）その他、生活費の確保に関する有益な情報（同種の行政手続等を含む）

Legal Aid サービスは、司法と行政の両方のプロセスをナビゲートするために支援することができます。第一次被害者は、その状況の深刻さに応じて、3000 ドルから 1 万 5000 ドルの特別扶助金を受け取ることができます。さらに、被害者は、医療費、カウンセリング費用、

医療予約に出席するための旅費、破損した衣服の補償、申請を行うための公選弁護士費用請求、逸失利益、およびその他の回復費用を請求することもできます。

5 DVがある場合の離婚手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

FLA と Child Support (Assessment) Act 1989 (Cth) 1989 年養育費（査定）法(CSA)のもと、裁判所は親権、生活環境、面会交流の決定において「子どもの最善の利益」を優先し、安全を確保するために虐待をする親の親としての責任を制限することが多いので注意が必要です。また、養育費は同法に準拠し、収入、養育割合、子どもの必要性に基づいて決定されますが、DV は間接的に査定に影響することがあります。DV の外国人被害者は、ビザの規定や危機支援を含む法的保護や支援サービスを利用することができます。さらに、無過失離婚制度、和解調停手続きの必要性、家庭内暴力の被害者を保護するための裁判所の措置などについての見識も深めることができます。

(2) 監護権についての裁判所の判断の傾向

被害者が子供と強い関係を維持し、共同養育の意志を示し、安定した生活環境を作り、別居後も積極的に子供に関わっていれば、子供の親権に関しては何かしら親権の保持につながる可能性は高くなります。そうした状況は裁判所からの命令や法的手続きの内容に反映されていくことになります。

オーストラリア家族学研究所年次報告書 2023-24

AIFS 2023-24 年度年次報告書は、オーストラリア家族学研究所（AIFS）の 2023/2024 年度の主要な活動、研究、成果を概説したものであります。本報告書では、オーストラリア全土の家族に影響を与える知識を深め、政策に反映させるという AIFS の取り組みを紹介しています。本報告書では、過去 12 ヶ月間にわたる AIFS の活動を概観し、様々な種類の家族が何を必要としているかを明らかにします。報告書には、AIFS の役割と機能、組織構造、成果とプログラム構造、主な研究活動など、AIFS の概要が含まれています。AIFS は様々な研究プロジェクトを実施してきました。子どもの保護、家族法、青少年司法、弱い立場にある子どもの福祉などの分野の研究が提供されています。さらに、家族関係サービス、オーストラリアの若者のセクシュアル・ハラスメントの経験などの分野での実績についての貴重な洞察を提供する、いくつかの報告書や調査スナップショットも発表しています。報告書は、組織が財務的・戦略的目標を達成したかどうかを測るものであり、これらの報告書は、政策立案者にとって重要な資料となります。これらの出版物は、政策立案者、実務家、および家庭と社会の成果の改善に取り組むその他の関係者にとって重要な資料となります。この報告書はまた、AIFS の経営と説明責任に関する方針、および財務諸表も網羅しています。全体として、AIFS 2024 は、AIFS の活動と、家族関連の研究と政策に与える影響について概観しています。

判決における裁判所の考慮事項

親権を決定する際、裁判所が第一に考慮するのは、1975 年家族法（Cth）に概説されているように、「子どもの最善の利益」であります。両方の親との有意義な関係を維持することは重要ですが、裁判所は、身体的または心理的危害、虐待、無視、または家庭内暴力から子供を保護することにまず重きを置きます。

裁判所はまた、子供の年齢、成熟度、状況を理解する能力を考慮し、子供の希望を考慮します。養育におけるそれぞれの親の役割など、子供とそれぞれの親との関係の性質や歴史も重要な要素です。さらに裁判所は、転居、兄弟姉妹との別居、新しい生活形態への移行など、状況の変化が子供の幸福にどのような影響を与えるかを評価します。

親権の取り決めに決定する際には、経済的、生活習慣的、教育上の障害など、現実的な困難も評価されます。それぞれの親が子どもの感情的、知的、発達的なニーズを満たすことができるかどうか、また子育てに対する態度や実証されたコミットメントは、親権を持つ親としてふさわしいかどうかの証拠となる。

家庭内暴力の既往歴は、親権の決定において最も重要な要素のひとつであります。家庭内暴力が関係するケースでは、裁判所は子どもと虐待をしない親の安全を確保するために、虐待をする親から親権を制限したり剥奪したりすることがよくあります。このような状況では、子どもの身体的・精神的な健康を守るため、虐待をしない親に単独親権が与えられます。ドメスティック・バイオレンスが存在する場合でも、継続的な脅威がない場合、裁判所は、虐待をしない親にとって安全であれば、教育や医療など限られた分野での共同決定を検討することができます。

注目すべきは、オーストラリアの法律では、ドメスティック・バイオレンスは離婚の法的根拠の直接の要因とはみなされていないことです。その代わり、FLA は、別居の理由にかかわらず、離婚を申請する前に配偶者が少なくとも 12 ヶ月間別居していなければならないと定めています。しかし、裁判所は子供の安全を何よりも優先するため、家庭内暴力は親権の取り決めに大きな影響を与える可能性があります。

(3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向

FLA 第 60CC 条に基づき、裁判所は「子供にとって最善の利益」に基づいて子供の住むべき場所を決定します。主な考慮事項としては、両親との有意義な関係維持の利益と、家庭内暴力を含む危害から子供を保護する必要性です。家庭内暴力が要因である場合、裁判所は虐待する親との関係を維持することよりも子供の安全を優先します。裁判所はまた、それぞれの親が子供の情緒的、維持並びに知的ニーズを扶養する能力を考慮します。多くの場合、裁判所としては子供に安全で安定した環境を確保するために、虐待のリスクがない親と同居するよう命じます。さらに、長期にわたる主要な決定事項（例えば、医療、教育、宗教等）に関する決定責任は、状況に応じて共同または単独で割り当てられることがあります。また、両親が裁判所の介入なしに当事者間での取り決めに合意し、安全であれば、ペアレンティングプランや同意命令（コンセントオーダー）を通じて正式に取り決めに交わすこともできます。裁判所は、DVによって安全な協議ができない場合を除き、子どもの最善の利益のために両親が協力的な意思決定をすることを奨励しています。

(4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向

オーストラリアにおける養育費の判断は、1989 年に制定された養育費(査定)法(Child Support (Assessment) Act 1989 (Cth)) (CSA) によって規定されています。養育費の調整は、共同親権（養育）の場合にのみ適用され、虐待を行った親が親権をすべて失った場合には適用されません。養育費の支払いは様々な要因に基づいて決定され、それぞれの親の経済的責任と養育責任を反映するように調整されます。

1. 養育費決定の根拠

養育費の計算は主に、両親の合計収入に占める各親の収入の割合によって決まります。子供がそれぞれの親と過ごす夜の数を反映する世話の割合。子供の年齢。年長の子供は、教育費や生活費のために、より高いサポートを必要とする場合があります。一般的に、養育費の支払いは、両親の収入に占める養育費の割合が低い方の親に求められます。

2. DVに対する考慮

DVが養育費の額に直接影響するわけではありませんが、DVは養育権そのものに関する取り決めに影響する可能性があり、養育費の算定にも影響します。DVによって親の養育能力が制限される場合、もう一方の親の養育義務・責任が重くなる可能性があります。裁判所は、経済的責任について判断する際に、子供の安全と幸福も考慮することがあります。虐待を行った親の親権が認められなかったとしても、経済的責任は法的親権とは別であるため、養育費の支払は必要となります。

3. ほとんどの養育費のケースは、法律で定められた計算式を用いて、オーストラリア・サービス（児童扶養庁）によって処理されます。一方、複雑で難易度の高いようなケースでは、裁判所が養育費の決定に関与することもあります。このような場合、裁判所は、医療、教育、文化的要件など、それぞれの子供特有のニーズに基づいて決定を下すことができます。

4. 経済的困難と変動

経済的に困難な状況にある保護者は、**Services Australia**(サービス・オーストラリア/SA)を通じて査定内容の変更を申請することができます。DVによる経済的被害がある場合は、特別な状況規定に基づき、これを査定に反映させることができます。

5. 傾向と調整への取り組み

両親の共有時間に基づいて養育費を調整することは、最初に考慮されるべきことであります。裁判所や行政機関は、障害や特別な教育的ニーズを持つ子供に対しては、通常より高い養育費用を設定するなどして対応しています。また、特に自営業者や高額所得者の場合、収入の最小化や必要情報の非開示等の問題に対応する取り組みも熱心に行われています。

(5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向

F L A第60CA条は、親による子供への面会交流権を含む養育の取り決めに決定する際に、「子どもの最善の利益」が最優先されることを強調しています。これは面会の取り決めに関しても、安定した養育環境を育むことに焦点を当てているということです。家族の暴力や他のリスクを示す証拠がない限り、F L A第61DA条の下での平等な共同親権の推定を反映して、共同親権を奨励しています。オーストラリアにおいては、あくまでも両親との有意義な関係を維持するという考えが尊重されます。親が面会スケジュールに同意できない場合、裁判所は第60CC条に記載されている要因（例えば、親との関係、親の養育能力、家族の暴力にさらされるリスクなど）を考慮した上で適した命令を下すこととなります。裁判所はすべての家族が標準的な共同親権の取り決めから利益を得るわけではないことを認識し、各家族の特定のニーズに応じて面会の取り決めに調整することとなります。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

クイーンズランド州の外国人被害者は、DFVPAに基づき、いくつかの保護を受けることができます。被害者は、安全を確保するためにDV令状を申請することができます。また、オ

ーストラリアの移民法では、パートナービザを持っている被害者は、DVが原因で関係が終了しても特別に永住権の発行を認め、オーストラリアに留まることができる規定もあります。DVconnectのような組織では、DV被害者に対して危機管理カウンセリングや緊急宿泊施設など、24時間365日の支援を提供しています。

リンク：<https://immi.homeaffairs.gov.au/visas/domestic-family-violence-and-your-visa/how-we-can-help>.

(7) その他、離婚手続に関する有益な情報

オーストラリアにおいては、FLAに基づき、「無過失離婚制度」を採用しています。つまり、関係が破綻した理由は離婚手続自体には影響しませんが、其れ以外の子育てや財産分与に関する決定には影響を及ぼす可能性があります。

FLA第60I条に従って、DVにより免除が適用される場合を除き、親権争いの裁判手続の前に「調停」が通常必要となります。DVの被害者は、暴力によって貢献が不均衡に影響を受けた場合、婚姻財産のより多くの割合を主張することができます。裁判所や弁護士は、特に脅迫や危害のリスクがある場合、被害者が裁判出廷時の安全に出廷できることを支援します。

6 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

(1) 概要（調査対象地域を明記）

FLAおよびDFVPAにおいて、DV被害者がオーストラリアで親権の変更を求める際、主要な法的および手続的な側面に指針が示されています。これにより、DV被害者は特定の申請を通じて親権を求める手続を開始でき、「調停要件」からの免除を適用できること可能となります。

既存の親権命令を変更しようとする家庭内暴力の被害者は、その変更が必要であるほどの重大な状況の変化を示さなければなりません。被害者は、新しい親権命令を申請することができます。その中にはDV被告に対して最大1年間監督付き面会を制限しつつ、完全な親権を彼らに与える指示命令も含まれます。あるいは、完全な親権を付与する親権命令や監督命令を通じて子ども安全保護省が被告の子どもの世話を監督する子ども保護命令を申請することもできます。裁判所は子どもの安全と福祉を最優先に考え、いかなる変更も子どもの最善の利益に沿うようにします。

(2) 具体的な申立方法

DV被害者がDVOを取得した場合、すべての養育命令の詳細は開示されなければなりません。もし、家庭裁判所が出した養育命令がDVOの条件と抵触する場合、またはDVOの申請書に記載された被害者、子供、その他の人を危険にさらす可能性がある場合、担当裁判官は養育命令の内容を変更することができます。被害者が養育命令を要求する場合、被害者は裁判手続申請書に記入し、家庭裁判所に提出することができます。申請後は暫定的な措置として、家庭裁判所は最長12ヶ月または最終的な判断を下すまで有効な暫定仮命令を出すことができます。暫定仮命令によって、子供の生活環境を整えることに関する命令も含まれます。また、仮命令が提出されると、DVまたはすべてのDV事件に関する危険性に関する開示も必要となります。その後、被害者は、元配偶者に対して申請書を送達し、裁判所への出廷が必要となります。

リンク : <https://www.gld.gov.au/law/crime-and-police/abuse-family-matters-and-protection-orders/changes-to-dv-order>.

(3) 弁護士の選任の要否

弁護士は、親権変更の要求を提出するために法的に義務付けられていませんが、代理人として、特にDVを伴う複雑なケースでは、強く推奨されます。**LegalAid** や各地にあるコミュニティリーガルセンターは、多くの場合、DV被害者のための無料または低コストにより法的支援を提供しています。

(4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向

裁判所は、親権変更が必要となるような重大な状況の変化があったかどうかを検討します。提案された変更が「子供の最善の利益」になる場合には、裁判所は親権者の変更を検討する場合があります。DVは重要な要素であるため、裁判所は子供を保護するために、虐待をしていない親に単独親権を与えることが多々見られます。危害や危険の明確な証拠が判断に大きく影響する場合、虐待する親は監視付きの面会交流権を与えられ、交流中の子供の安全を確保することとなります。

(5) 外国人であるDV被害者に有益な情報

オーストラリア移民法では、パートナービザを持つ外国人被害者は、DVが原因で関係が終了した場合、オーストラリアに留まるための特別条項を受ける資格があります。、**LegalAid QLD** およびコミュニティ・リーガルセンターを通じて無料相談ができ、英語を話さない人に対する専門的なサポートもあります。

(6) その他、監護権の変更に関する有益な情報

DV被害者は、安全なコミュニケーションが可能であれば、親権や養育計画に関して安全な取り決めを交渉したり、同意命令（コンセンツオーダー）を通じて正式な合意をしたりすることができます。裁判所は、DV被害者のために遠隔出席や安全な環境での審理手続きの実施などの措置を提供しています。

7 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続（国内転居の場合及び国外転居の場合）

(1) 概要（調査対象地域を明記）

転居や旅行を前提とした養育命令を申請する場合は、まず家庭裁判所に子供の転居をするための認可手続きの申し立てをします。

(2) 具体的な申立方法

親権命令の変更において、最初のステップはそれを行うことが安全であるかどうかを考慮することです。そうでない場合、事前措置手続きは不要となります。安全に行うことができる場合、被害者は家庭裁判所のオンラインポータルまたは裁判所を通じて申立てを行う必要があります。その際、以下の書類が必要となります。；

1. 申請書
2. 宣誓供述書
3. 家族紛争解決専門家による S60I 証明書
4. 児童虐待、家庭内暴力、またはその危険性に関する通知

5. 家庭内暴力に関する命令
6. 真面目な手順証明書
7. 養育内容質問条項

申請書が記入されたら、相手方に書類を送達します。また、被害者はライトハウスリスクスクリーニング（危機管理プログラム）を完了して、自らの安全を確保する必要があります。転居に伴って緊急の申請が必要な場合、被害者は以下を含める必要があります。:

1. 緊急申請の根拠となる事実を記載した宣誓供述書
2. 直近のDV命令のコピー
3. 児童虐待、家庭内暴力、またはその危険性に関する通知
4. 緊急性についての説明をする手紙（申請内容、緊急上場を必要とする根拠を概説するもの。また、宣誓供述書の特定の段落に言及すること）。

参照リンク <https://www.fccoa.gov.au/fl/forms/app-consent-kit>.

（３）弁護士の選任の要否

弁護士を介することは、親権変更の要求を提出するために法的に義務付けられていませんが、法的代理人を立てることは、特にDVを伴う複雑なケースでは、高く推奨されます。Legal Aid とコミュニティリーガルセンターは、多くの場合、DV被害者のための無料または低コストの法的支援を提供しています。

（４）転居に関する裁判所の判断の傾向

子供が片親から遠く離れれば離れるほど、「子供の最善の利益」であることを裁判所に示すことが難しくなります。裁判所は、残された親、あるいは残される予定の親が、子供とどれだけの時間を過ごしてきたかを考慮することとなります。親がしばらくの間、子供と物理的な時間を共有していなかったり、学校が休みの日だけしか過ごしていなかったりする場合、転居はあまり問題にならないという判断になるかもしれません。両親が子供と同等の時間、あるいは相当な時間、実質的な時間を過ごしていた場合、子供の転居は残された親が同じように有意義な関係を持つことに申告な影響を与えるため、より一層問題となります。子供が1〜2時間しか離れておらず、もう一方の親が子供と週末を交互に過ごすだけであった場合、親子関係への影響は少ないと考えられることが多いようです。

（５）外国人であるDV被害者に有益な情報

外国人被害者は、クィーンズランド州法の下、家族法の仕組みや保護に平等にアクセスすることができます。クィーンズランド州政府は、非英語圏の住民や訪問者に通訳サービスを提供し、効果的なコミュニケーションと必要なサービスへのアクセスを保証しています。

（６）その他、転居に関する有益な情報

8 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

（１）概要（調査対象地域を明記）

面会交流（面会交流の形態）に関する養育命令を変更しようとするDV被害者は、FLAに

に基づき、家庭裁判所に申請しなければなりません。この申請には、監視付き接触などの面会交流条件の変更や、安全上の理由から必要な場合は子供の転居を求めることもできます。裁判所は、双方の親との関係を維持することよりも、子どもを危害から守ることを優先します。被害者が、養育命令の当事者全員の合意または同意なしに養育命令を変更しようとする場合、被害者はF L A第 65DAA 条を考慮が必要となり、第 65DAA 条では、重大な状況の変化が立証され、再検討が「子供の最善の利益」になると判断されなければ、裁判所は養育命令の再検討をすることができません。

(2) 具体的な申立方法

もし、両当事者が同意をしている変更であれば、まず同意命令（コンセンツオーダー）の申請を行います。しかし、被害者が裁判所命令を求める場合は、申請書の記入をして裁判所へ届け出をする必要があります。その上でDVの証拠と面会交流の取り決めを変更する必要性を示す宣誓供述書を提出しなければなりません。申請書は、連邦裁判所ポータルを通じて電子的に、または家庭裁判所に直接提出することができます。緊急の場合、被害者は最終的なヒアリングの前に、面会交流の即時変更のための暫定命令を求めることができます。

(3) 弁護士の選任の要否

法定代理人は義務ではないが、特にDVが絡むケースでは代理人を雇うことは強く推奨されます。自己弁護をする場合、被害者は警察報告書、医療記録、目撃者の陳述書などの証拠を入念に準備し、提出しなければなりません。

(4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向

昨今家庭裁判所において、DVの危険にさらされている子どもに継続的な危害が及ぶ危険性をますます認識するようになっており、非養育者の親が安全上の危険をもたらすケースでは、監視下による子供との面接交流がしばしば手配されます。裁判所は、安全上の懸念がある場合、面会交流の代わりにバーチャル面会交流を命じることがあり、非養育者の親による暴力が深刻な場合は面会交流自体が認められません。ただし、非養育者の親は、状況が変化した場合には、裁判所に命令の変更を求めることはできます。DVが原因で転居命令が求められる場合、裁判所は転居が「子どもの最善の利益」にかなうかどうか、代替的な面会交流の取り決めが現実的かどうかを審査します。

「子供の最善の利益」は、親権と面会交流の問題において裁判所が第一に考慮することになります。どのような取り決めが「子どもの最善の利益」となるかを判断する際、裁判所は、子どもの年齢や成熟度、子どもとそれぞれの親との関係、それぞれの親が子どもを養育する能力、それぞれの親が養育の取り決めに協力する意思、子どもが意思表示できる年齢であれば子どもの希望など、いくつかの要素を考慮します。DVが関係している場合、裁判所は子供の安全を確保するために、暴力を振るわない親に単独親権を与える権限を持っています。

両親が面会交流の取り決め合意できない場合、裁判所が介入し、子供の安全と幸福を優先する取り決めを決定します。

(5) 外国人である被害者に有益な情報

外国人被害者は、クイーンズランド州法の下、家族法の仕組みや保護に平等にアクセスすることができます。クイーンズランド州政府は、非英語圏の住民や訪問者に通訳サービスを提供し、効果的なコミュニケーションと必要なサービスへのアクセスを保証しています。

(6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報

9 弁護士への依頼

(1) DVに詳しい弁護士の探し方

クイーンズランド州では、被害者はクイーンズランド州弁護士協会でDVに詳しい弁護士を探すことができますし、インターネットにおいて検索することも可能です。弁護士費用等の心配があるような場合は、**Legal Aid** やコミュニティリーガルセンターといった団体が無料で相談に乗ってくれる場合もあります。

(2) 日本語対応が可能な弁護士の探し方

A victim can contact to Queensland Law Society. 被害者はクイーンズランド州法律協会に連絡することができます。インターネットの検索により、日本人弁護士を見つけることも可能です。各地域の日本総領事館への問い合わせも有効な方法です。

(3) 弁護士への依頼方法

弁護士の依頼方法は各弁護士事務所によりこととなりますが、通常は最初の相談からその案件に関して、その弁護士が対応可能であるか、そしてその際には弁護士費用の見積もり提示をしてもらうことになります。正式に依頼をする場合には、依頼人契約書において依頼に関する各種取り決め、費用形態、算出方法、依頼事項の内容に関して交わすこととなり、その際に手付金の支払いを各事務所の信託口座に行います。

(4) 弁護士費用の相場

各弁護士ならびに弁護士事務所によって、弁護士費用に関しては異なりますが、多くの弁護士事務所は時間制を取る場合が多く、費用に関する見積もりを確認することは重要です。出廷が必要な DVO 事件の場合、費用は 3,000 ドルから 10,000 ドル強で、場合によってはバリスターを雇う必要があるような案件ではバリスターに対する費用も余分にかかることとなりますので担当弁護士との事前の相談が必要です。弁護士の 1 時間当たりのレートも各弁護士によってこととなりますが、1 時間あたり 250 ドルから 1500 ドル程度で、各弁護士の専門と経験による異なります。

(5) リーガルエイド

DV 保護命令の申請や対応のために裁判所に出廷する場合に助けてくれる公選弁護士です。予約の必要はなく、通常裁判所に待機しており、必要に応じて被害者の法律相談に応じます。

(6) 外国人であるDV被害者に有益な情報

外国人被害者は、クイーンズランド州法の下、家族法の仕組みや保護に平等にアクセスすることができます。クイーンズランド州政府は、非英語圏の住民や訪問者に通訳サービスを提供し、効果的なコミュニケーションと必要なサービスへのアクセスを保証しています。

(7) その他、弁護士への依頼に関する有益な情報

オーストラリアの弁護士は多国語を使える弁護士も多くいるため、自分の必要な言語が話せる弁護士を見つけると良いでしょう。もし、それが難しい場合でも公的な通訳サービスを用いることも可能です。

10 在留資格
(1) 外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法 (DV被害者のための特別なビザ等を含む) 移民法上のDVに関する規定によると、被害者がビザの第二次申請者(家族の一員)であり、加害者が主申請者である場合、下記リストビザ申請中にDV被害者としての認定を公的に受けた場合には特別に被害者のビザ申請が審査され、申請中のビザの取得を主申請者とは別にできる場合があります。 DV被害者特別規定があるビザのリスト： サブクラス 300 婚約者ビザ サブクラス 103 親ビザ サブクラス 143 & 864 寄与付親ビザ サブクラス 115 & 835 残存親族ビザ サブクラス 116 & 836 世話人ビザ サブクラス 132 ビジネスタレントビザ サブクラス 186 雇用主ノミネーションビザ サブクラス 187 地域限定スポンサービザ サブクラス 189 独立スキルビザ サブクラス 190 ノミネーションスキルビザ サブクラス 191 地域スキル限定ビザ サブクラス 192 パシフィック地域限定ビザ サブクラス 858 ナショナルイノベーションビザ サブクラス 887 地域原点スキルビザ サブクラス 888 ビジネスイノベーション投資ビザ。 DV特別条項の規定では、被害者が上記リスト中のビザを申請中または現在保持中であり、その間にDVを経験し、加害者が元パートナーまたは配偶者である場合、被害者は移民局への申請をすることとで、永住ビザの取得をすることができます。また、その結果、加害者との関係が終了した場合でも、被害者のビザは維持することが可能です。 特に夫婦間または内縁関係の状況においては、外国人被害者がパートナービザを主申請者として申請中で、加害者が元スポンサーであるような場合においても、DV特別条項に基づき、被害者はサブクラス 820、309、300 を申請することができ、付随する子供も同様に DV の規定により被害者の第二次申請者としてビザの取得をすることが可能です。 (2) 手続の方法 まず、外国人被害者がDVの被害にあった場合には、まずは自らの安全を確保したうえで、必要に応じて移民局への通知、または今後の必要手続きに関して専門家への相談が強く勧められます。 被害者自身での手続きを行う場合には、移民局への届け出に関しては、ImmiAccount にログインし、「New Application」をクリックし、「Notification of family violence - Secondary applicants」というフォームに記入します。また、被害者は関係審査やDVに関する証拠または資料を集める必要があります。書類送付後、必要な手数料を支払い、ImmiAccount で申

請の確認をします。 (3) その他、在留資格に関する有益な情報
1 1 その他のDVに関する司法手続

III. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について	
* 子の連れ去り・留置を行ったDV被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定	
1. ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法	
* 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等	
海外における国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（1980年）に基づいて常居所地国に戻るDV被害者は、まず到着時に子供を連れだした件につき、刑事責任が問われているかを確認する必要があります。そこで、被害者は、帰国先の国の警察または関係司法当局に犯罪歴記録または証明書を要求し、刑事手続の有無を確認することができます。 ハーグ条約第16条によれば、被害者側の抗弁を行うための手続を迅速に行うことを必要としています。その際に加害者との接触は必要とされていません。ハーグ条約は、ハーグ返還に決着がつくよりも前に裁判所によって親権に関する判決を下すことを防ぎ、ハーグ案件が現地の親権争いよりも優先されることを定めています。 ハーグ条約に基づく被害者の帰国は、非常に複雑な国際的な法律問題であるため、被害者はできるだけ早く法的助言を求めることが重要であると言えます。	
2. DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法	
* アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等	
国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約は、その条約の批准国となっている特定の複数国とオーストラリアが関与する条約であり、一方の親の同意なしに海外に連れ去られた、または引き留められた子供を元いた国に返還するための各国間で必要となる手続について定めています。オーストラリアにいる親が、連れ去られた子供に関して関連する海外の中央当局に呼び戻しの申請を行う場合、ハーグ条約上の手続は非常に専門的であり、オーストラリア国内においては最優先される「子供の最善の利益」は必ずしも最重要事項として判断されません。裁判所はまず、子供の常居所地、連れ去りまたは留置が不当であったかどうか、親権に関する権利の内容、適切な人物が申請を行っているかどうかなど、特定の問題を判断しなければなりません。	

帰国先の国でDV被害者に対してすでに刑事訴追が開始されている場合、その影響を止めたり軽減するための法的措置を講じることができます。「ミラーオーダー」と呼ばれるその方法は、滞在国における家族裁判所が帰国先の国の命令を反映する命令を発行し、一貫した執行と保護を確保する法的仕組みです。その上で被害者側は通常弁護士等の専門家を通じて、帰国時における保護拘置や逮捕が行われないよう保証を求めることができます。 海外の裁判所で出された命令がオーストラリア国内において登録できない場合でも、同意命令（コンセンツオーダー）によって合意された取り決めや合意をオーストラリアで再現する「ミラーオーダー」または「相互オーダー」を求めることが可能です。 さらに、Family Law (Child Abduction Convention) Amendment (Family violence) Regulations 2022（2022年家族法（児童誘拐条約）改正（家族暴力）規則）の下で、「家族」および「DV」は、子供の帰還を検討する際の「重大なリスク」項目として重要考慮事項となっています。特に、裁判所はDVに関する検討をする際に、DVが実際に発生したか、または発生する可能性があるかと確信する必要はありません。また、保護条項を帰還命令に含めて、子供がDVに晒されることを防ぐことができます。	
3.	ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法 ＊ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手段等 ハーグ条約に基づいて日本に帰国する前に、DV被害者は安定した生活環境と経済的支援を確保しなければなりません。 DV被害者は、女性保護センターや地方自治体のサービスを通じて一時保護施設を利用することができる。経済的に困難なひとり親家庭には、公営住宅の申し込みが可能です。
4.	その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

IV. その他の関連情報